

英語指導助手の先生を紹介します!!

7月28日に英語の指導助手として2名の先生が着任したので紹介します。2人は、JETプログラム(語学指導を行う外国青年招致事業)で来日したもので、市内の小中学校で英語指導にあたります。なお、ダニエル・キム先生は3年目となり、本宮第一中学校に勤務されています。ダニエル先生、ブライアン先生、ジェマ先生、お世話になります。

ブライアン オランバ (BRIAN OLUMBA)
 出身: アメリカ カリフォルニア州 トーランス市
 勤務先: 白沢中学校
 コメント: ブライアンです。よろしくお願ひします。

ジェマ ヴアラノエバ (GEMMA VILLANUEVA)
 出身: カナダ オンタリオ州 オタワ市
 勤務先: 本宮第二中学校
 コメント: 趣味はピアノと料理です。よろしくお願ひします。

▲3年目となるダニエル・キム先生。勤務先は本宮第一中学校です。お世話になります。

頑張る市民のみなさまを応援 基金の活用状況報告

地域づくりにがんばっている団体へ、3つの基金を活用し支援する団体名と交付決定額を下記のとおりお知らせします。

- 子ども基金助成金
 - ①ひよこクラブ (106,706円)
- 商工振興事業支援交付金
 - ①本宮市仲町組合 (96,500円)

◀仲町組合が中心となり、7月26日と27日に地域商店街のPRのため出店した時の様子。

みなさまの善意に応じていきます 市から感謝状を贈呈

市に善意を寄せられた皆さんと永年の功績に対する感謝状の贈呈が行われました。

写真左上は日本画に親しんでもらうためということで日本画「公孫樹」を寄付された紺野晴子さん(中央)。写真左中央は、高齢福祉向上とらさわ夢図書館の図書充実へ寄付をいただいたアサヒビール(株)福島工場長 丸田公成さん(左)。

写真左下は、障がい者福祉向上のため冷凍うどん2,080食を寄付された宮城シマダヤ(株)代表取締役伊藤徳義さんです。写真下は、食生活改善推進員を永く務めた伊藤フクさんです。

荒井地区公民館長に遠藤さんを任命

7月1日付けで荒井地区公民館長に遠藤和三さんを任命しました。任期は、平成21年3月までとなります。お世話になります。

第44回献血運動推進全国大会で 厚生労働大臣感謝状が贈られる

「本宮市いのちを救う愛の献血運動推進連絡会(会長:本宮市長)」に厚生労働大臣感謝状が贈られました。7月24日に福島県赤十字血液センターで行われた伝達式には伊藤昌男生活福祉部長が出席し感謝状を受け取りました。日ごろボランティアで協力いただいている各団体の皆さんにあらためて敬意を表したいと思います。

ご存じですか?

浄化槽維持管理費の補助制度!

合併処理浄化槽は、大切な自然環境を守り、生活環境を保全するため、水洗トイレからの汚水(し尿)と、台所・風呂場等からの排水(生活雑排水)を処理し、きれいな水を取り戻すために重要なものです。また、正常な機能を発揮するためには、常日頃の適正な維持管理が必要です。維持管理とは、浄化槽の故障や清掃の時期を調べる保守点検、溜まった汚泥を汲み取る清掃、毎年1回行う法定検査(11条検査)の3つを合わせて維持管理といえます。

市では、平成19年度より浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費用の一部を補助しています。平成20年度中に保守点検・清掃・法定検査が終了し、下記に該当する方は浄化槽維持管理補助金の交付申請の手続きをされますようお願いいたします。



- 補助対象者
 - 次のすべてに該当する方が対象になります。
 - ①下水道等(公共下水道・農業集落排水処理施設)の供用開始区域以外で専用住宅・併用住宅に設置されている合併処理浄化槽(10人槽以下)を使用している方。
 - ②浄化槽法の規定に基づき、適正な維持管理を行っている浄化槽の管理者。
 - ③市税及び水道料金等に滞納がない方。
- 補助金額
 - 5~10人槽まで 7,000円
 - ※1年度につき1回
- 添付書類
 - ①浄化槽維持管理契約書の写し(浄化槽維持管理業務委託申込書・契約書の写し又は保守点検記録票の写し)
 - ②法定検査の受検を証明する書類(浄化槽法第11条検査結果書の写し)
 - ③清掃を実施したことを証明する書類(合併浄化槽清掃業務日誌の写し)
 - ④維持管理費用の支払が確認できる書類(領収書の写し、通帳の写し、証明書等)
- 補助金申請の時期等
 - 保守点検・清掃・法定検査の3つが終了してから申請してください。申請書等は下水道課でお受け取りいただき、必要事項を記入のうえ、次の添付書類とともに上下水道課に申請されますようお願いいたします。なお、申請の際は、印鑑をご持参ください。
- 問い合わせ先
 - 企業局 上下水道課
 - 下水道係 (063-11132)

「住宅・土地統計調査」にご協力ください

10月1日現在で、住宅・土地統計調査を行います。この調査は住宅・土地の現状を明らかにする統計調査です。住生活に関する様々な基礎資料を得ることを目的としています。調査の対象となる世帯には、9月下旬に調査員が調査票の配布に伺います。お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

◆問い合わせ先
 商工労政課 産業統計係 (☎内線150)